

# 令和2年9月市議会定例会 財 務 部 議案説明資料

## 目 次

### 【予算案件】

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 令和2年9月補正 歳出予算（案）総括表     | 1頁 |
| 2 | 財政調整基金の積立について           | 2頁 |
| 3 | 備蓄用感染防止用品購入費について        | 3頁 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症対策基金の積立について | 4頁 |
| 5 | 法人市民税等システム改修業務委託料について   | 5頁 |
| 6 | 固定資産税システム改修業務委託料について    | 6頁 |

### 【条例案件】

- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 7 | 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件 | 7頁 |
|---|-----------------------|----|

### 【報告案件】

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 8 | 健全化判断比率及び資金不足比率について | 9頁 |
|---|---------------------|----|

1 令和2年9月補正 歳出予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
財務部 合計	31,170,989	1,447,447	32,618,436
(款2) 総務費	2,661,309	1,447,447	4,108,756
(項1) 総務管理費	1,155,923	1,433,849	2,589,772
(項3) 徴税費	1,505,386	13,598	1,518,984
(款4) 衛生費	148,239		148,239
(項2) 環境衛生費	148,239		148,239
(款8) 土木費	6,663,760		6,663,760
(項5) 都市計画費	6,663,760		6,663,760
(款12) 公債費	21,597,681		21,597,681
(項1) 公債費	21,597,681		21,597,681
(款13) 予備費	100,000		100,000
(項1) 予備費	100,000		100,000

【財政調整基金費】

2 財政調整基金の積立について

[財政課]

(1) 補正額 1,400,000千円

(2) 補正の目的

地方財政法の規定に基づき、令和元年度の一般会計決算剰余金のうち、1,400,000千円を積み立てるもの。

(3) 財政調整基金の状況

(単位：千円)

令和元年度末 現在高 A	令和2年度				年度末現在高 見込み A+B-C+D-E
	現計予算 積立額 B	現計予算 取崩額 C	9月補正 積立額 D	9月補正 取崩額 E	
7,352,574	7,376	523,559	1,400,000	1,089,249	7,147,142

【庁舎維持管理費】

3 備蓄用感染防止用品購入費について

[管財課]

(1) 補正額 33,849千円

財源内訳 国庫支出金 33,849千円

新型コロナウイルス感染症対応  
地方創生臨時交付金

(2) 補正の目的

新型コロナウイルス感染症対策として手指消毒液及び備蓄用マスクを購入するもの。

(3) 事業内容

① 手指消毒液購入費 28,809千円

本庁舎や地区センター等で利用する手指消毒液を購入するもの。

【購入量】29,100ℓ(一年分)

② 備蓄用マスク購入費 5,040千円

新型コロナウイルスの再拡大に備え、窓口等で市民対応する市職員用の備蓄用マスクを購入するもの。

【購入枚数】210,000枚(60日分)

【新型コロナウイルス感染症対策基金費】

4 新型コロナウイルス感染症対策基金の積立について

[納税課]

(1) 補正額 1,598千円

財源内訳	寄附金	1,598千円
	(寄附件数)	64件

(2) 補正の目的

ふるさと納税で、新型コロナウイルス感染症対策事業や医療従事者等への支援として寄せられた寄附金を、新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てるもの。

[参考]

令和2年6月議会 積立額 1,051千円 (59件)

【賦課徴収事務費】

5 法人市民税等システム改修業務委託料について

[市民税課]

(1) 補正額 4,000千円

財源内訳 国庫支出金 4,000千円

新型コロナウイルス感染症対応  
地方創生臨時交付金

(2) 補正の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人市民税及び事業所税の本来の期限（決算日の2カ月後）までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合に、期限の個別延長を認める措置に対応するため、システムを改修するもの。

【賦課徴収事務費】

## 6 固定資産税システム改修業務委託料について

[資産税課]

(1) 補正額 8,000千円

財源内訳	国庫支出金	8,000千円
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金		

### (2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税等の軽減措置に対応するため、システムを改修するもの。

#### <参考>

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置

《対象》 償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税

《期間》 令和3年度の課税分に限定

《要件》 ●資本金の額が1億円以下の法人又は従業員数が1,000人以下の法人・個人

●令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比べて、以下の割合で減少している場合に軽減

30%以上 50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

●令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の確認を受けて市町村に申告

## 7 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

[ 納 税 課 ]

### 1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法の一部が改正されたため、所要の規定の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 個人市民税の改正

##### ① 寄附金税額控除の規定の追加

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツイベントを中止等した事業者に対して、入場料等の払戻請求権を放棄した者は、当該放棄した金額(上限20万円)について、寄附金税額控除を受けられる規定を追加するもの。

##### ※ 対象となるイベント

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものを中止等しており、文化庁・スポーツ庁より指定を受けたイベントであること。

(条例附則第53条関係)

##### ② 住宅ローン減税の適用に係る入居期限の延長

消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和2年12月31日までに入居した場合に、住宅ローン減税の控除期間を3年間延長し13年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、入居期限を1年間延長するもの。

適用時期：令和3年12月31日までの入居に対して適用

(条例附則第54条関係)



## (2) 固定資産税の改正

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等が「先端設備等導入計画」に基づいて新規取得した機械装置等に係る固定資産税の課税標準を3年度分「0」とする特例措置について、適用対象を拡充し、事業用家屋及び構築物を追加するもの。

適用時期：令和3年3月31日まで取得した設備に適用

(条例附則第20条関係)

## (3) 軽自動車税の改正

三輪以上の自家用乗用車（新車・中古車）を取得した場合に、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置について、令和2年9月30日までとなっていた期限を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までとするもの。

適用時期：令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した  
三輪以上の自家用乗用車に適用

(条例附則第32条の2)

## (4) その他規定の整備

### 3 施行期日

公布の日。ただし、(1) ①、②は、令和3年1月1日

## 8 健全化判断比率及び資金不足比率について

[ 財 政 課 ]

### (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に、それまでの地方財政再建促進特別措置法による財政再建制度に代わるものとして制定されました。

この法律では、地方公共団体に、毎年度、「実質赤字比率」等、4つの健全化判断比率及び資金不足比率を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表することを義務付けています。

また、この健全化判断比率が「早期健全化基準」以上である場合は「財政健全化計画」の策定を、「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」の策定を義務付ける等の措置を定めるとともに、資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合は「経営健全化計画」の策定を義務付ける等の措置を定めています。

◎富山市の早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準

(単位：%)

区分	健全化判断比率				資金不足 比 率
	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

※地方財政法の規定に基づき、実質公債費比率が「18.0%」以上となった場合、地方債発行の際に「協議制」から「許可制」に移行する。

(2) 健全化判断比率・資金不足比率算定における会計区分

会計区分		会計名		比率の対象範囲				
富 山 市	一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率				
		一般会計等に属する特別会計	公債管理特別会計					
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
			まちなか診療所事業特別会計					
			牛岳温泉健康センター事業特別会計					
			軌道整備事業特別会計					
			賃貸住宅・店舗事業特別会計					
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	駐車場事業特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
			後期高齢者医療事業特別会計					
			介護保険事業特別会計					
			国民健康保険事業特別会計					
			競輪事業特別会計					
	公営企業会計	公営企業に係る特別会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率			
			工業用水道事業会計					
			公共下水道事業会計					
			病院事業会計					
			法非適用企業	企業団地造成事業特別会計				
			白樺ハイツ事業特別会計					
			牛岳温泉スキー場事業特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
公設地方卸売市場事業特別会計								
一部事務組合								
土地開発公社等								

### (3) 健全化判断比率

#### ア. 実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額である実質赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものであり、赤字の程度を表す指標です。

本市の令和元年度決算では、一般会計等において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

#### イ. 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に、公営事業会計の実質赤字額を加えた額を、標準財政規模で除したものであり、当該自治体全体の赤字の程度を表す指標です。

本市の令和元年度決算では、全会計において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

#### ウ. 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（公営企業債元利償還に係る繰出金、一部事務組合等の起債の元利償還に係る補助金・負担金等）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値で、公債費に係る財政負担の程度を表す指標です。

本市の令和元年度決算における実質公債費比率は、「8.5%」となり、早期健全化基準である「25.0%」を下回っています。

#### エ. 将来負担比率

一般会計等が負担することになっている地方債残高や退職手当負担見込額、PFI事業に基づく建設事業費などの支払予定額等の将来負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることのできる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもので、ストックベースでの財政負担の程度を表す指標です。

本市の令和元年度決算における将来負担比率は、「125.5%」となり、早期健全化基準である「350.0%」を下回っています。

#### (4) 資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の程度を表す指標です。

本市の令和元年度決算における資金不足比率については、対象となる9会計のうち、資金不足額が発生している会計はありませんので、この指標は該当しません。

#### (5) 平成30年度との比較

区分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
令和元年度	—	—	8.5	125.5	— (いずれの会計も該当せず)
平成30年度	—	—	9.6	118.9	— (いずれの会計も該当せず)
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)